

# 想像地図研究所規定

## 第1条 (名称)

当研究所は「想像地図研究所」(以下、当研究所)と称する。

## 第2条 (所在地)

当研究所の所在地は、原則として代表者の居住する住所地と同一とする。

ただし、何らかの有事により代表者の居住する住所地にて当研究所の運営が不可能となったときは、代表者の判断により時限的な規定を設けた上で、別の住所を時限的に所在地とすることができる。

## 第3条 (事業目的)

当研究所は、以下の事業を行うことを目的とする。

1. 架空国家「城栄国」の1万分の1手描き地図の描画
2. 上記を利用した10万分の1電子地図の描画
3. 上記の世界観を説明するための、架空惑星・文化・言語・政治・放送など様々な設定の創作
4. 上記の3条項を達成するための研究
5. 完全架空の世界観を持った架空の土地の地図(以下、完全架空型の架空地図と称する)を描画することを目的とした芸術活動の普及

また、1~4の事業目的により創作される作品全体の集合名詞として「想像地図・城栄」または「想像地図」という術語を定め、当研究所は想像地図の完成を長期的かつ終局的な目的とする。

なお、創作活動に関する細則は別に定める。

## 第4条 (行動原理)

当研究所は、以下の行為に対して強く反対する。

1. 第3条の目的を達成するため、実行が可能な行動を行わないこと
2. 第3条の目的を達成するための活動を妨害する行為

## 第5条 (研究員・組織・代表の役割)

当研究所の研究員は、次の4種類とする。

1. 主宰研究員は、当研究所の代表であって、第3条で定める事業の方向性を定め、主幹部分の活動を行う研究員とする。
2. 副主宰研究員は、当研究所の副代表であって、主幹部分に準じる部分の活動を行う研究員とする。
3. 一般研究員は、当研究所の目的に賛同し、創作活動の一員として加入した研究員とする。
4. 賛助研究員は、当研究所の事業を賛助するために加入した研究員とし、この中から会計を選任するものとする。役員である代表・副代表・会計の任期は、特に定めのないものとする。

## 第6条 (会議)

会議の開催周期については特に定めない。

創作活動方針に関する会議は対面形式で行うように努めなければならない。

## 第7条 (加入)

当研究所への加入要件を、以下のように定める。

1. 他の研究員と互いに意思疎通が可能な言語能力を有していること。
2. 第3条に定める事業目的及び当研究所規定に同意できること。
3. 当研究所で創作される作品に対して尊敬の念を持つことができること。
4. 暴力団など反社会的結社と近い関係を持っていないこと。
5. 1～5の要件を全て満たすと代表が判断し、代表が加入を承認すること。

一般研究員以上の研究員としての入会の場合、さらに以下の加入要件を満たす必要がある。

6. 地理・数学・物理について基礎的な知識を有していること。

なお、加入に当たっては、当研究所の社員名簿に氏名を登録する必要がある。

## 第8条 (自主脱退)

研究員が脱退を希望する場合、代表へ連絡して承認を得なければならない。

一般研究員以上の研究員が脱退するときにあつては、それまでに創作してきた創作成果を速やかに研究所に返還するものとする。

## 第9条 (懲戒)

以下のいずれかに該当した研究員に対しては第1級懲戒処分とし、厳重な警告を行う。

1. 規定に違反した場合。
2. 他の研究員への迷惑行為を行った場合。

以下のいずれかに該当した研究員に対しては第2級懲戒処分とし、強制脱退とする。

1. 第1級懲戒処分による警告に従わない場合。
2. 反社会的行為や犯罪行為を行った場合。
3. 暴力団など他反社会的結社との近い関係が判明した場合。

以下のいずれかに該当したものに対しては第3級懲戒処分とし、強制脱退はもちろん本人に対して当研究所は敵対宣言する。研究所外のものから行為を受けた場合も含み、悪質な場合は被害届の提出を行う。

1. 当研究所の名誉を傷つける行為。
2. 当研究所に侮辱または損害を加える目的で当研究所の成果物を損壊する行為。
3. 当研究所の成果物等の起源を不合理に主張するなどの剽窃行為。
4. その他、当研究所に対して故意に損害を与える目的の行為全般。

## 第10条 (活動資金)

活動のための資金については、代表者と会計が連携して確認を行うものとする。

## 第11条 (著作権)

当研究所の研究員による創作成果の著作権は、個人ではなく研究所に属するものとする。

## 第12条 (営利事業)

当研究所が行った事業において利益が生じた場合は、その利益は当研究所に帰属し、役員会の判断に従い、運営目的に沿って、適切に活用するものとする。

なお、脱退した研究員または研究員以外による創作成果物により利益が出た場合も同様とし、脱退後に利益の分配を要求したり、研究員以外が利益の分配を要求したりすることはできないものとする。

### 第 13 条 (広告の方法)

当研究所の広告は、原則としてインターネットで行う。

### 第 14 条 (基本財産)

第 3 条の目的を達成するために行った行為により創作された作品は、全て当研究所の基本財産であると定義する。  
また、第 3 条の目的を達成するために今後必要と考えられる物品についても基本財産であると定義する。

### 第 15 条(活動年度)

当研究所は、毎年 1 月 1 日から毎年 12 月 31 日とし、会計年度も同様とする。

### 第 16 条 (免責事項)

活動中に生じた事故等については、研究員はいかなる責任も負わないものとする。各研究員間の損害賠償請求については、これを放棄する。

### 第 17 条 (休止又は解散)

研究員の傷病等の理由で活動が不可能となっているときは、当研究所は休止とする。  
不可逆的に創作活動が不能となるような事態が発生した場合、当研究所は解散とする。

### 第 18 条 (本規定の改定)

本規定は、代表が必要と判断した場合に、役員の過半数の同意を得て、適宜改定することができる。

### 第 19 条 (設立日)

当研究所の設立年月日は 2011 年 8 月 15 日とする。

### 第 20 条 (施行日)

本規定は 2016 年 6 月 29 日より施行する。

### 第 21 条 (付則)

本規定に定めのない事項については、別途規定を設ける。

2019 年 8 月 5 日 改正(第 7 条において 1 の改正および後文に社員名簿の要件を追加、および第 12 条の修正)

この規定の記載内容について事実と相違ないことを証明する。